

議案第 4 号

令和 9 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・ 地域公共交通計画の認定について

計画概要

※申請様式は次ページ以降のとおり

【期間】

- ・令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日（運行日数 240 日）

【目標】※

- ・1 日あたり平均利用者数：71 人
- ・収支率：11.0%以上
- ・利用者 1 人あたり市負担額：1,967 円以下

【目標達成に向けた事業と実施主体】

- ・常総市公共交通計画の施策④「情報提供の充実」及び施策⑥「モビリティマネジメントの推進」に基づき、市広報紙や HP、パンフレットを活用した利用促進を実施する（市）

※地域公共交通計画に基づいた目標です（下記参照）。

- ・1 日あたり平均利用者数：71 人（令和 2 年 9 月実績）

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
運行日数	21日	18日	22日	21日	18日	20日	22日	19日	20日	19日	18日	23日	241日
利用者数	1,063人	900人	1,389人	1,413人	1,235人	1,415人	1,470人	1,242人	1,173人	929人	933人	1,194人	14,356人
1日平均	50.6人	50.0人	63.1人	67.3人	68.6人	70.8人	66.8人	65.4人	58.7人	48.9人	51.8人	51.9人	59.6人
新規登録者	20人	21人	20人	15人	18人	25人	18人	14人	13人	24人	12人	7人	207人

※新型コロナウイルス感染症の影響下でもっとも利用者が多い月を目標値としています。

- ・収支率：11.0%以上（令和元年度実績）

利用券売上代 4,820 千円 ÷ 運行経費 44,306 千円

- ・利用者 1 人あたり市負担額：1,967 円以下（令和元年度実績）

市負担額 39,486 千円 ÷ 20,075 人

令和 8 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	常総市公共交通活性化協議会
住 所	茨城県常総市水海道諏訪町 3222-3
代 表 者 氏 名	会長 鈴木 勉

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 8 年 6 月 日

(名称) 常総市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
当市は路線バスや鉄道が運行していない地域が広いため、市内の病院や商業施設などへの行き来が難しい。そこで、市全域に公平な移動手段を確保し、自宅玄関から目的地までドアツードアで送迎するサービスを実現するため、「予約型乗合交通ふれあい号」を運行する。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
・ 1 日あたり平均利用者数：71 人 ・ 収支率：11.0%以上 ・ 利用者 1 人あたり市負担額：1, 967 円以下 ※常総市地域公共交通計画 p89 参照
(2) 事業の効果
低料金で安全・安心な「予約型乗合交通ふれあい号」を運行することにより、公共交通を利用しにくい地域の市民や車を運転できない市民の移動手段が確保される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ 常総市公共交通計画の施策④「情報提供の充実」及び施策⑥「モビリティマネジメントの推進」に基づき、市広報紙や HP、パンフレットを活用した利用促進を実施する（市） ※常総市地域公共交通計画 P80, 84 参照
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る予約型乗合交通ふれあい号について、その運行に係る費用総額 37, 911, 174 円のうち、常総市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
目標のそれぞれについて、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和8年6月22日（第1回） ・令和7年度事業について ・令和7年度歳入歳出決算について ・予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について ・コミュニティバス JOYBUS の利用状況について ・令和8年度事業計画（案）について ・令和8年度歳入歳出予算（案）について ・運賃協議分科会の結果について ・令和8年9月公共交通再編案について ・令和9年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・地域内フィーダー系統確保維持計画の認定について ・常総市地域公共交通計画策定業務について …議事についてはすべて承認された
19. 利用者等の意見の反映状況
・常総市公共交通活性化協議会に利用者代表や交通事業者など、地域の様々な立場の方々に参加いただいている。 ・利用券の車内販売 実施日：平成30年1月4日～ 改善状況：アンケート以外でも要望が多かったため、運行事業者と調整し、車内での利用券販売を開始した。 ・「予約型乗合交通ふれあい号」利用者アンケート（満足度調査）の実施 実施日：平成30年9月21日～平成30年10月19日 回収率：65.69%（293／446票） 改善状況：6項目（予約受付期間、予約センター、ドライバー、運行時間、運行曜日、車内販売）の満足度を5段階でアンケートしたところ、運行曜日についての満足度がやや低めだったが、おおむね満足との評価をいただいた。皆さまのご意見を参考に、今後のサービス向上に努めていく。 ・使用車両の全車セダン化 実施日：令和元年10月1日～ 改善状況：平成30年実施の利用者アンケートにより、ワゴンタイプは乗降がしづらいとの意見が多かったため、運行事業者と調整し使用車両を全車セダンタイプとした。

・ AI オンデマンドシステムの導入

実施日：令和 6 年 11 月 1 日～

改善状況：借上タクシー台数の減少から、利用者から予約が取りづらいとの意見が多く寄せられていたため、AI オンデマンドシステムを導入することにより、配車効率の向上を図った。

・ 公共交通に関するアンケートの実施

実施日：令和 7 年 9 月 16 日～令和 7 年 9 月 26 日

回収率：50.6%（紙回答分のみ）

回収数：630 票（紙回答 273 票・WEB 回答 357 票）

改善状況：ふれあい号に希望するサービス拡充内容の項目では、WEB 予約の導入やリアルタイム運行の導入、車両の増車を希望する意見が寄せられた。いただいた意見を参考に、サービスの向上に努めていく。

・ 借上タクシー車両の増車

実施日：令和 8 年 10 月 1 日～

改善状況：アンケート以外でも予約が取りづらいとの意見が寄せられており、予約のお断りも発生していることから、借上タクシーを 1 台増車する。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）茨城県常総市水海道諏訪町 3222-3

（所 属）常総市 都市建設部 都市計画課

（氏 名）田村 聡

（電 話）0297-30-6202

（e-mail）mobility@city.joso.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

常総市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
常総市地域公共交通計画 68～70ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
常総市地域公共交通計画 71ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
常総市地域公共交通計画 71ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
常総市地域公共交通計画 89～92ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

基本目標3 みんなで支える公共交通の実現

地域で公共交通を支えるためには、市民等が公共交通に興味を持ち、継続的に利用することが重要です。

そのため、各種体験イベントなど実際に公共交通に触れる機会を創出し、モビリティマネジメント※の手法を取り入れ、地域等と協働による積極的な利用促進を図ります。

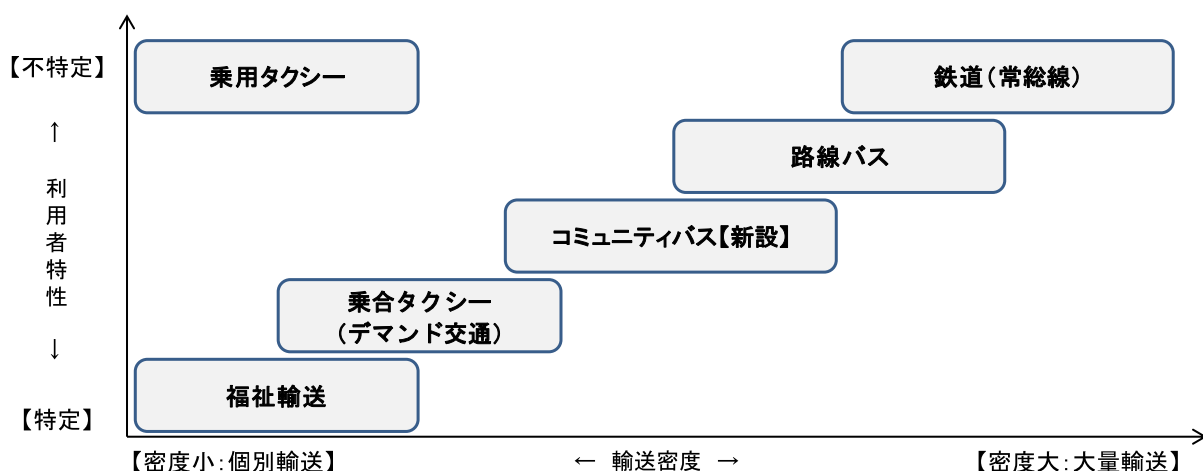
また、交通事業者、地域、行政との協働について、利用促進を図るだけでなく、PDCAサイクルに沿って、施策立案・実施、効果検証、改善策の検討など、公共交通の適正かつ効果的・効率的なマネジメントを行います。

※モビリティマネジメント:自家用車利用に依存する状態から、公共交通や自転車などを賢く利用する方向へと自発的な転換を促すように、住民や団体を対象にコミュニケーションを中心として働きかける取組のこと。

3.2.2 各モードの役割

公共交通の機能、役割及び目的を分類し、以下のとおり整理します。

利用者特性・輸送密度に応じた常総市の公共交通モード



交通手段	役割及び目的
鉄道（常総線）	・市域をまたいで周辺市町村と本市を結ぶ広域的な路線。 ・定時定路線を基本とし、通勤、通学、通院、買物などに対応。
路線バス	・市域をまたいで周辺市町村と本市を結ぶ広域的な路線。 ・定時定路線を基本とし、通勤、通学、通院、買物などに対応。
コミュニティバス【新設】	・各地域を起点に中心拠点や交流拠点を結ぶ路線。 ・地域住民の日常生活の移動に対応。 ・市内の通勤、通学、通院、買物などに対応。
乗合タクシー（デマンド交通）	・利用者の需要に応じて経路を決める区域運行。 ・鉄道や路線バス等を補完し、市内の交通空白地帯を解消する。
乗用タクシー	・自由な時間帯とエリア制限のない移動に対応できる移動手段。
福祉輸送	・公共交通の利用が困難な方を対象に、ドア・ツー・ドアの移動手段を提供する。

3.2.3 再編に向けた役割

常総市の公共交通の役割と方向性については、以下のとおりです。

広範囲に移動を支える交通基盤を「地域間交通（幹線軸）」、日常生活の移動を支えて各地域から地域間交通に接続する「地域内交通（支線軸）」として、公共交通の再編に向けた役割を以下のとおり整理し、持続可能な公共交通体系の構築を進めます。

交通モード		役割と方向性	該当路線
地域間交通 (幹線軸)	鉄道	【役割】 - 市内広域や市内外を連絡し、通勤・通学、買物などの日常生活行動だけでなく、観光、ビジネスなど多様な目的での移動を支えます。 - 市内各地域から最寄り駅（水海道駅、北水海道駅、中妻駅、三妻駅、南石下駅、石下駅、玉村駅）までのアクセス向上を図ります。 【方向性】 - 広域の移動を支える交通として今後も役割を果たしていきます。	関東鉄道 常総線
	路線バス (再編)	【役割】 - 市内外の拠点間を連絡し、通勤・通学、買物、通院などの日常生活行動だけでなく、観光など多様な目的での移動を支えます。 - 中心拠点では地域内交通と接続し、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担います。 【方向性】 - 交通事業者と協議し、幹線軸として一定基準の運行を確保していくため、運行内容の一部再編や利便性向上に向けて取り組みます。	路線バス - 岩井 BT～守谷駅西口 - 内守谷工業団地～守谷駅西口 - 石下駅～つくばセンター・土浦駅 - 石下駅～下妻駅（冬休み期間の平日運行）
地域内交通 (支線軸)	コミュニティバス (新設)	【役割】 - 中心拠点の水海道駅と石下駅を中心に市街地を周遊し、通勤・通学、買物、通院などの日常生活行動を支えます。 - 中心拠点において、地域間交通（幹線軸）の鉄道や路線バスと接続し、広域への移動を支えます。 - 中心拠点において、地域内交通（支線軸）の他のコミュニティバスと接続し、市街地周遊を支えます。 【方向性】 - 交通事業者と協議し、事業性、機能性、接続性などの観点から引き続き、適した運行サービスの確保・維持に向けて取り組みます。	コミュニティバス - 水海道市街地ルート - 石下市街地ルート

	コミュニティバス (新設)	【役割】 ・各地域から中心拠点の水海道駅と石下駅までの移動手段を確保し、沿線施設や市街地での通勤・通学、買物、通院などの日常生活行動を支えます。 【方向性】 ・交通事業者と協議し、事業性、機能性、接続性などの観点から今後の方針を検討し、適した運行サービスの確保・維持に向けて取り組みます。	コミュニティバス ・11 系統
	乗合タクシー デマンド交通 (再編)	【役割】 ・地域住民が様々な地域サービスを受けることができるよう、市内全域と交通拠点、各種施設等への移動を支えます。 ・地域間交通と接続し、広域への移動を支えます。 【方向性】 ・交通事業者の廃業が続いており、車両台数も7台から4台に減少している状況を踏まえて、AI 配車システムの導入及び運行内容の変更などを行いつつ、コミュニティバスとの役割分担を行うことで、効果的・効率的な運行につなげます。	予約型乗合交通 「ふれあい号」
	タクシー	【役割】 ・タクシー利用が有効な移動、あるいは公共交通が不便な地区の住民などの多様な移動を支えます。 【方向性】 ・交通事業者と協議し、一定基準の運行を確保します。	タクシー

3.2.4 地域内フィーダー系統の維持・確保：地域公共交通確保維持改善事業の必要性

常総市予約型乗合交通「ふれあい号」について、今後も国の補助制度（地域内フィーダー系統）を活用して、持続可能な運行を維持していきます。

路線名	必要性・有効性	事業概要	補助
予約型乗合交通 「ふれあい号」	予約型乗合交通「ふれあい号」の運行により、交通空白地域の移動手段の確保、高齢者の移動手段の確保、既存の公共交通との連携体制の確保が図られています。一方で、運賃収入と運行経費に基づく収支状況は課題がある状況です。 現在も継続的に運行している中で、自治体と事業者の運営努力だけでは運行の維持が難しいことから、AI 配車システムの導入や運行内容の変更などの再編検討を行いつつ、地域公共交通確保維持改善事業により持続可能な交通として運行を継続していく必要があります。	<運行区域> ・常総市全域 <事業許可区分> ・乗合方式：道路運送法 4 条 <実施主体> ・常総市 (運行はタクシー事業者が実施)	※1

※1 国の地域公共交通確保維持改善事業における「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用

施策④ 情報提供の充実

※本施策は利便増進事業の対象である

取組④-1 誰もがわかりやすい公共交通マップ等の作成

- ・利用者目線でわかりやすく，常総市の公共交通を網羅した総合的な公共交通マップ等を作成して，市民へ配布するとともに，市内主要施設に配置することにより公共交通の情報提供の充実を図ります。また，公共交通の利用方法などを記載し，きめ細かな情報提供に努めます。

取組④-2 観光情報等との情報提供の一元化

- ・公共交通マップや拠点における案内表示等の情報提供を行うツールは，市民だけでなく，インバウンド対応を含む観光客等の来訪者も使えるような観光情報等（観光地の場所，観光地までの公共交通を利用した行き方等）を併せて記載します。

取組④-3 ICT 導入に向けた検討

- ・バスロケーションシステム※，ICT アプリ※の活用，ICT を活用した電子媒体での情報提供に向けたオープンデータ化，地域公共交通全体の検索・予約システム，乗合タクシーの配車の AI 化など，最新技術を取り入れた取組について，インバウンド対応も含めて検討します。

※バスロケーションシステム:GPS などを利用してバスの位置情報を収集することにより，バスの定時運行の調整等に役立てるシステム。利用者向けサービスとして，バスの接近や到着予測時刻の情報を，バス停留所やスマートフォンなどインターネットにおいて情報提供することができる。

※ICT アプリ:ICTは「Information and communication technology(情報通信技術)」の略称で，パソコンなどの情報機器や，インターネット，通信インフラなどを組み合わせて活用していくための技術の総称。アプリはパソコンやスマートフォン向けに提供されているソフトウェアをいう。

◆スケジュール

取組	実施主体	スケジュール					
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
誰もがわかりやすい公共交通マップ等の作成	市民 交通事業者 市	検討・調整 他地域の動向 把握		公共交通マップ等の作成 住民等への配布 評価・検証		継続又は見直し	
観光情報等との情報提供の一元化	市 その他関係者	検討・調整 他地域の動向 把握		公共交通マップ等への観光 情報の掲載・配布 その他、情報提供ツールの 整備		継続又は見直し	
ICT 導入に向けた検討	交通事業者 市	事業のロードマップの検討・策定 実施できる取組の実証実験等の実施計画作成			実施できる取組について実証実験を展開 評価・検証（効果測定）		

4.3 みんなで支える公共交通の実現【基本目標3】

施策⑥ モビリティマネジメントの推進		※本施策は利便増進事業の対象である
取組⑥-1	公共交通利用に向けた意識啓発	
	・高齢者や児童・生徒を対象とした、バスの乗り方教室やバスを利用した買物を体験するツアー等を実施し、公共交通への利用促進及び意識啓発を図ります。 ・広報紙やイベント時等に公共交通の運行状況や利用促進策等を紹介して、市民の意識啓発を図ります。	
取組⑥-2	高齢者の運転免許返納の促進	
	・現在、取り組んでいる運転免許証自主返納支援制度について、高齢者のニーズをもとに、関係者間で協議して、支援制度の充実を検討します。 ・また、警察等と協力し、高齢者教習時などに公共交通利用を促すモビリティマネジメントの実施を検討します。	
取組⑥-3	地域等との協働による利用促進	
	・市民団体等と連携し、公共交通の利用方法などの情報提供に努めます。 ・多様な関係者と連携した利用促進策として、健康増進や地域コミュニティの維持・創出につながる企画乗車券等の検討をします。	

◆スケジュール

取組	実施主体	スケジュール					
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
公共交通利用に向けた意識啓発	市民 交通事業者 市 その他関係者	利用促進策の検討 関係者との協議・調整	施策の実施				継続又は見直し
					評価・検証		
高齢者の運転免許返納の促進	交通事業者 市 その他関係者	既に実施している施策の継続 施策の充実化の検討				評価・検証	継続又は見直し
		警察との協議・調整	モビリティマネジメントの実施				
地域等との協働による利用促進	市民 市 その他関係者	利用促進策の検討 地域との協議・調整	市民団体等と連携した情報提供の展開				継続又は見直し
			既に実施している施策を含めて、 企画乗車券など新たな利用促進策の実施				
					評価・検証		

第5章 目標の評価指標と計画の進行管理

5.1 目標の評価指標

本計画の基本方針を実現するため、目標に応じた計画期間に達成すべき評価指標を次のとおり設定します。

■目標の評価指標一覧

基本目標	評価指標	現状値	目標値 (令和7年度)
【基本目標1】 まちづくりに 対応した地域 公共交通網の 構築	指標① 公共交通利用 圏域の維持	■広域路線バス：3系統 ■ふれあい号 運行区域：100% (令和2年度)	■2系統 ■100%
	指標② 公共交通利用 者数の維持	■鉄道 水海道駅：2,300人/日 石下駅：750人/日 ■ふれあい号：71人/日 (令和2年度)	■鉄道 水海道駅：2,300人/日 石下駅：750人/日 ■ふれあい号：71人/日 ■コミュニティバス： 90人/日
【基本目標2】 誰もが安心・便 利に利用でき る公共交通サ ービスの整備	指標③ 公共交通に対 する満足度の 向上	11.2% (平成29年度)	19.2%
	指標④ 利用環境整備 の実施項目数	— (令和2年度)	6
	指標⑤ 事業効率の改 善	■ふれあい号の 収支率：10.9% ■ふれあい号の利用者 1人あたり市負担額 ：1,967円 (令和元年度)	■11.0%以上 ■1,967円以下
【基本目標3】 みんなで支え る公共交通の 実現	指標⑥ 利用促進事業 の実施数	— (令和2年度)	6

※新型コロナウイルスの影響を加味した数値目標としています。

※評価指標のデータ取得方法と目標値設定の考え方

評価指標	利用データ	算出方法と目標値設定の考え方	備考
指標① 公共交通利用圏域の維持	国勢調査・各交通事業者データ	<算出方法> ・路線バスについては、市町村間をまたぐ路線の系統数を設定しました。3 系統のうち 1 系統の廃止に伴い、2 系統を目標値に設定しました。 ・国勢調査の 500m メッシュ人口とバス停 300m 圏域、鉄道駅 1 km 圏域を重ね合わせて、常総市の総人口とバス停及び鉄道駅のカバー人口の割合から算出します。 <目標値設定の考え方> ・現在の市町村間をまたぐ路線の系統数と、ふれあい号の市内全域運行を維持するという考え方で設定しています。	現状値⇒R2 目標値⇒R7
指標② 公共交通利用者数の維持	各交通事業者データ	<算出方法> ・市内の鉄道有人駅(水海道駅、石下駅)、ふれあい号の緊急事態宣言解除後の令和 2 年 6 月以降の利用者数から算出しました。 <目標値設定の考え方> ・新型コロナウイルスの影響を受けている現在を現状値として、利用者数を維持する考え方で設定しています。 ・コミュニティバスについては、運行経費、収支率(想定)、運行日数(359 日程度)から設定しています。	現状値⇒R2 目標値⇒R7
指標③ 公共交通に対する満足度の向上	アンケート調査結果	<算出方法> ・市総合計画策定時において、市民意識調査を行い、公共交通機関に対する市民満足度を把握しています。この把握結果を設定しました。('満足」「やや満足」の割合) <目標値設定の考え方> ・総合計画において、令和 4 年の目標値を 16.2%と設定しており、公共交通施策の実施により、更に3%上昇の 19.2%を設定しました。	現状値⇒H29 目標値⇒R7
指標④ 利用環境整備の実施項目数	市データ	<算出方法> ・利用環境整備の実施項目数をカウントして集計しています。 <目標値設定の考え方> ・現在は未実施のため、「ー」としています。 ・公共交通ガイドブック作成、コミュニティバスの車両ラッピング、バス停整備、バスロケーションシステム、乗換案内、AI オンデマンドシステムなどの実施を予定しており、「6」と設定しました。	現状値⇒R2 目標値⇒R7
指標⑤ 事業効率の改善	市データ	<算出方法> ・ふれあい号の収支率 = 運賃収入(※) / 事業総額 ・ふれあい号の利用者1人あたり市負担額 = 市負担額(※) / 利用者数 ※国補助、他部署からの補てんを除いた額 <目標設定の考え方> ・現在のふれあい号の収支率と利用者1人あたりの市負担額を改善するという考え方で設定しています。	現状値⇒R1 目標値⇒R7

評価指標	利用データ	算出方法と目標値設定の考え方	備考
指標⑥ 利用促進事業の実施数	市データ	＜算出方法＞ ・利用促進事業の実施回数をカウントして集計しています。 ＜目標値設定の考え方＞ ・現在は未実施のため、「－」としています。 ・今後、バスの乗り方教室やお試し乗車券などの実施を予定しており、「6」と設定しました。	現状値⇒R2 目標値⇒R7

5.2 計画の推進

5.2.1 推進・管理体制

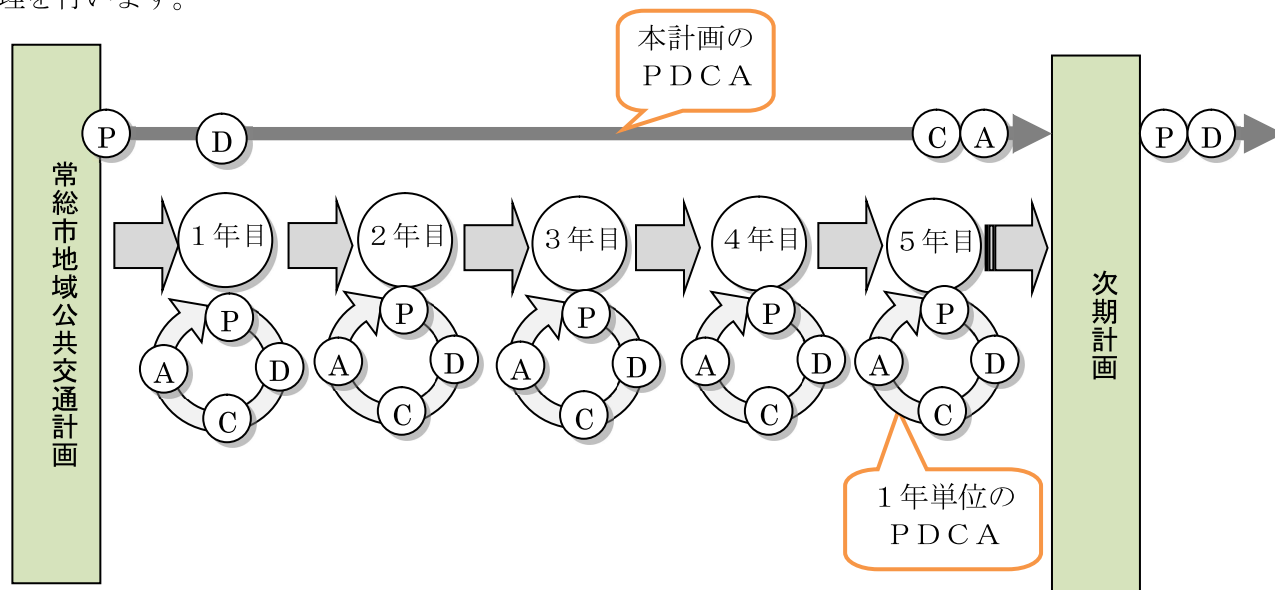
常総市公共交通活性化協議会において、毎年度、取組の実施状況の確認、効果検証や取組改善案などについて協議を行います。

また、計画期間における社会情勢の変化を把握しながら、見直しが必要な場合は、上位・関連計画などの方針と整合性を図りつつ、計画の改訂を行っていきます。

推進・管理体制	構成員	役 割
常総市 公共交通活性化 協議会	市民, 交通事業者, 警察, 国の交通施 策担当者等	計画策定後も市民の移動需要に合わせた地域公共交通の見直し及び改善, 持続可能な公共交通網の構築に向けた検討などを継続的に協議する「場」として位置付けます。

5.2.2 進捗管理

目標に応じた評価指標の達成状況や取組の進捗状況を確認し、PDCAサイクル【「計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action）」】による計画の進捗管理を行います。



5.2.3 多様な関係者との連携・協働

本計画を進めるにあたり、本市の公共交通が目指す将来像の実現に向けて、「市民」「交通事業者」「行政」が連携・協働し、一体となって取り組むとともに、それぞれが担う役割を相互に確認しながら、持続可能な公共交通網の構築を目指します。

なお、本計画においては道路運送法に基づく許可・登録を要する運送の態様（いわゆる“公共交通”）を対象としていますが、地域の助け合いで行う高齢者の買物・通院支援の取組等、許可・登録を要しない運送の態様も含め、関係課による検討を行っていく必要があります。
ここにテキストを入力

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名	市区町村名	協議会名
茨城県	常総市	常総市公共交通活性化協議会

年度
令和 9 年度

申請番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			復	計画運行 日数	計画運行回 数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			基準ホで該当 する要件（別 表7のみ）
					起点	経由地	終点						運行態様 の別	補助開始年度	基準ハで該当 する要件（別 表7・9）	
1	常総市	京成タクシニー茨城県 （株）三妻タクシニー	市町村（タクシニー 事業者）に運行委託 「乗合タクシニーな ど」	(1) デマンド交通		市内全域			240.0日	2,560.0回			区域型	平成 24 年度	① 幹線接続	水海道駅及び石下駅にて関東鉄道常総線 と接続。 きぬの里バス停にて地域間幹線系統関東 鉄道岩井BT～守谷駅西口線と接続。 ③ 前年度から 引き続き運行
2	常総市	（株）三妻タクシニー	市町村（タクシニー 事業者）に運行委託 「乗合タクシニーな ど」	(2) デマンド交通		市内全域			240.0日	2,560.0回			区域型	平成 24 年度	① 幹線接続	水海道駅及び石下駅にて関東鉄道常総線 と接続。 きぬの里バス停にて地域間幹線系統関東 鉄道岩井BT～守谷駅西口線と接続。 ③ 前年度から 引き続き運行
3	常総市	水海道ハイヤー(株)	市町村（タクシニー 事業者）に運行委託 「乗合タクシニーな ど」	(3) デマンド交通		市内全域			240.0日	2,560.0回			区域型	平成 24 年度	① 幹線接続	水海道駅及び石下駅にて関東鉄道常総線 と接続。 きぬの里バス停にて地域間幹線系統関東 鉄道岩井BT～守谷駅西口線と接続。 ③ 前年度から 引き続き運行

運行時刻表

全日運行4台

No.	時刻 会社	8時便	9時便	10時便	11時便	12時便	13時便	14時便	15時便	16時便	計
1	京成	○	○	○	休憩	○	○	○	○	○	8
2	三妻	○	○	○	○	休憩	○	○	○	○	8
3	水海道	○	○	○	○	○	休憩	○	○	○	8
4	※	○	○	○	○	○	休憩	○	○	○	8
計		4	4	4	3	3	2	4	4	4	32

※No4は京成・三妻・水海道の3社が輪番で運行（「No4車両輪番計画」シートを参照）

R9年度フィーダー期間（R8. 10. 1～R9. 9. 30）計画運行日数

月	R8. 10	R8. 11	R8. 12	R9. 1	R9. 2	R9. 3	R9. 4	R9. 5	R9. 6	R9. 7	R9. 8	R9. 9	計
月別運行回数	21	19	20	19	18	22	21	18	22	21	19	20	240

※土日祝日及び8/13～8/16, 12/29～1/3は運休

R9年度フィーダー期間（R8. 10. 1～R9. 9. 30）計画運行回数（1社あたり）

（8回/日×240日/年）＋（8回/日×80日/年）＝2,560回/年

※No4車両の運行回数

No4車両輪番計画

京成 三妻 水海道

10月 21

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 19

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月 20

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

R8年度

1月 19

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月 18

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月 22

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

4月 21

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5月 18

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月 22

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

R9年度

7月 21

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月 19

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月 20

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

R8.10～R9.9 運行日数

京成	80
三妻	80
水海道	80

常総市予約型乗合交通運行区域図

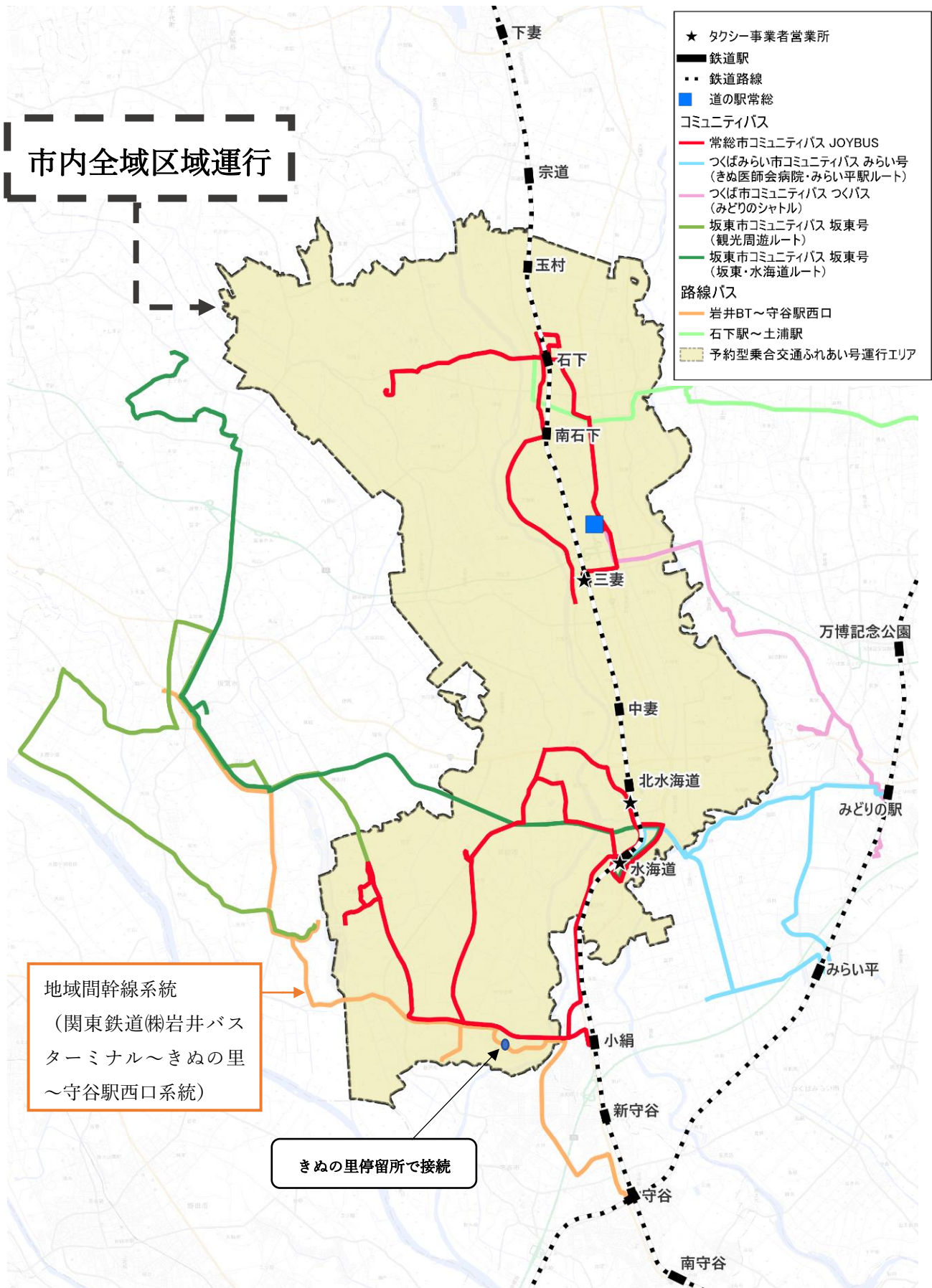


表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
茨城県	常総市	常総市公共交通活性化協議会	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	49,658 人
交通不便地域等（人）	人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

理由書

令和9年度陸上交通(地域内フィーダー系統)に係る地域公共交通確保維持事業(以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。)における、地域公共交通計画の認定の申請について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第1項に定められた地域公共交通確保維持事業の補助対象期間における必要事項を記載して認定の申請を行うべきところですが、「常総市地域公共交通計画」の計画期間は「令和9年3月31日」を満了日としており、補助対象期間に満たない期間が6月ございます。

当市における公共交通計画については、令和9年4月1日を開始日とする次期計画を策定することとしており、当該公共交通計画に補助対象期間に満たない期間における必要事項を記載いたします。

ついては、当市の地域公共交通計画が、要綱第17条第1項に定める合理的理由があると認めて頂けますようお願い申し上げます。

令和8年6月 日

常総市公共交通活性化協議会
会長 鈴木 勉